

堺市公報 第164号	令和3年4月9日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○地方自治法施行令に基づく手数料の徴収事務の委託について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】	3
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【市民人権局人権部人権企画調整課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称 変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止	

について

- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 8
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の施術者名の変更について
- 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 15
- 令和3年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について
- 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】…………… 16
- <公告>
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
- 【財政局契約部調達課】…………… 16
- 堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日について
- 【市民人権局人権部人権企画調整課】…………… 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
- 【産業振興局商工労働部商業流通課】…………… 18
- 土地区画整理法に基づく図書の縦覧について
- 【建築都市局都市整備部】…………… 20
- 建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】	20
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
<b>&lt;監査委員公表&gt;</b>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	23
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	32
○監査結果に基づく措置通知書の公表	
【監査委員事務局監査課】	44

## 告 示

### 堺市告示第131号

特定計量器定期検査業務及び手数料の徴収事務契約において、商工手数料（計量検査手数料）の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 委託する歳入の種類

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）第9条（第1項第2号を除く。）に規定する特定計量器定期検査手数料

2 委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪府大東市新田本町11番37号

氏名 一般社団法人 大阪府計量協会

理事長 藤田 眞弘

4 受託者の徴収する場所

特定計量器定期検査実施会場

~~~~~

堺市告示第132号

堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市とJSAグループ（構成団体：一般財団法人堺市人権協会、公益財団法人堺市就労支援協会、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺）との間で締結した堺市立人権ふれあいセンター指定管理者協定書（基本協定書）第67条に基づき徴収する堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金

2 委託する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区協和町1丁1番23号

氏名 堺市立人権ふれあいセンター指定管理者

JSAグループ

（構成団体）

一般財団法人堺市人権協会  
 公益財団法人堺市就労支援協会  
 特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

堺市告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

| 名称         | 所在地          | 指定年月日    |
|------------|--------------|----------|
| もりい眼科クリニック | 堺市中区大野芝町23-1 | 令和3年3月1日 |

2 歯科

| 名称         | 所在地                          | 指定年月日    |
|------------|------------------------------|----------|
| りんかい志倉歯科   | 堺市西区浜寺石津町西3-7-3<br>3号        | 令和3年1月1日 |
| 堺MK歯科クリニック | 堺市西区太平寺711-1 ベスピア<br>堺インター2F | 令和3年3月1日 |

3 訪問看護

| 名称                  | 所在地                            | 指定年月日    |
|---------------------|--------------------------------|----------|
| 訪問看護ステーションB<br>fine | 堺市北区新金岡町5-3-223 ち<br>こうビル2-A号室 | 令和3年3月1日 |

|                 |                         |          |
|-----------------|-------------------------|----------|
| Mate 訪問看護ステーション | 堺市東区白鷺町1-26-1 ラッキー白鷺201 | 令和3年3月1日 |
|-----------------|-------------------------|----------|

堺市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

1 診療所

| 名称        | 所在地                    | 廃止年月日     |
|-----------|------------------------|-----------|
| 尾崎内科      | 堺市東区日置荘西町6-12-2        | 令和3年1月20日 |
| まつたにクリニック | 堺市西区鳳西町2-17-5 ベルメゾン鳳1階 | 令和2年1月31日 |

2 歯科

| 名称        | 所在地            | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 大泉歯科クリニック | 堺市北区長曾根町3029-9 | 平成30年1月31日 |

3 訪問看護

| 名称            | 所在地           | 廃止年月日     |
|---------------|---------------|-----------|
| あるく訪問看護ステーション | 堺市西区北条町2-5-12 | 令和3年3月31日 |

堺市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

| 変更前の名称      | 変更後の名称   | 所在地                        | 変更年月日     |
|-------------|----------|----------------------------|-----------|
| 田村外科        | 田村外科整形外科 | 堺市西区津久野町1-8-12             | 令和3年1月1日  |
| MYデンタルクリニック | 松永歯科医院   | 堺市北区蔵前町2-1-6<br>金岡パークヴィラ1階 | 令和2年12月1日 |

堺市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

| 名称               | 変更前の所在地               | 変更後の所在地         | 変更年月日      |
|------------------|-----------------------|-----------------|------------|
| 敬愛訪問看護ステーション     | 堺市堺区熊野町東2-2-14 多田ビル2階 | 堺市堺区熊野町西2-1-15  | 令和2年12月15日 |
| 訪問看護ステーション心〈こころ〉 | 堺市西区鳳南町5-531-30       | 堺市西区鳳南町5-531-95 | 令和2年8月21日  |

堺市告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類    | 事業所名称            | 所在地          | 指定年月日    |
|----------|------------------|--------------|----------|
| 介護予防訪問看護 | 医療法人錦秀会 阪和第二泉北病院 | 堺市中区深井北町3176 | 令和3年3月1日 |

堺市告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、

次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類        | 事業所名称                               | 所在地                             | 廃止年月日       |
|--------------|-------------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 居宅療養管理指導     | 医療法人尾崎内科                            | 堺市東区日置荘西町6<br>-12-2             | 令和3年1月20日   |
| 訪問リハビリテーション  | 医療法人尾崎内科                            | 堺市東区日置荘西町6<br>-12-2             | 令和3年1月20日   |
| 訪問看護         | 医療法人尾崎内科                            | 堺市東区日置荘西町6<br>-12-2             | 令和3年1月20日   |
| 居宅療養管理指導     | まつたにクリニック                           | 堺市西区鳳西町2-17<br>-5 ベル・メゾン鳳<br>1F | 令和2年1月31日   |
| 訪問リハビリテーション  | まつたにクリニック                           | 堺市西区鳳西町2-17<br>-5 ベル・メゾン鳳<br>1F | 令和2年1月31日   |
| 訪問看護         | まつたにクリニック                           | 堺市西区鳳西町2-17<br>-5 ベル・メゾン鳳<br>1F | 令和2年1月31日   |
| 居宅療養管理指導     | 大泉歯科医院                              | 堺市北区黒土町69-2<br>川上ビル1F           | 平成17年12月31日 |
| 訪問介護         | 有限会社ケアネット<br>大阪ヘルパーセンター<br>堺訪問介護事業所 | 堺市堺区少林寺町東1<br>-2-9              | 令和3年3月31日   |
| 訪問介護         | ヘルパーステーション<br>陽だまり堺                 | 堺市堺区一条通1-23<br>堺ビル1F            | 令和3年1月31日   |
| 特定介護予防福祉用具販売 | つくしの会福祉用具<br>センター                   | 堺市堺区翁橋町1-9<br>-15               | 令和3年1月31日   |
| 特定福祉用具販売     | つくしの会福祉用具<br>センター                   | 堺市堺区翁橋町1-9<br>-15               | 令和3年1月31日   |

|            |               |               |             |
|------------|---------------|---------------|-------------|
| 介護予防福祉用具貸与 | つくしの会福祉用具センター | 堺市堺区翁橋町1-9-15 | 令和3年1月31日   |
| 福祉用具貸与     | つくしの会福祉用具センター | 堺市堺区翁橋町1-9-15 | 令和3年1月31日   |
| 訪問介護       | 訪問介護ネクサスケア浜寺  | 堺市西区鳳東町7-8-53 | 平成30年12月31日 |

堺市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

| 事業の種類        | 変更前の名称       | 変更後の名称           | 所在地                        | 変更年月日     |
|--------------|--------------|------------------|----------------------------|-----------|
| 居宅療養管理指導     | 医療法人嘉祥会 田村外科 | 医療法人嘉祥会 田村外科整形外科 | 堺市西区津久野町1-8-12             | 令和3年1月1日  |
| 訪問リハビリテーション  | 医療法人嘉祥会 田村外科 | 医療法人嘉祥会 田村外科整形外科 | 堺市西区津久野町1-8-12             | 令和3年1月1日  |
| 訪問看護         | 医療法人嘉祥会 田村外科 | 医療法人嘉祥会 田村外科整形外科 | 堺市西区津久野町1-8-12             | 令和3年1月1日  |
| 介護予防居宅療養管理指導 | MYデンタルクリニック  | 松永歯科医院           | 堺市北区蔵前町2-1-6<br>金岡パークヴィラ1階 | 令和2年12月1日 |

|              |                 |        |                                    |               |
|--------------|-----------------|--------|------------------------------------|---------------|
| 居宅療養管理<br>指導 | MYデンタルク<br>リニック | 松永歯科医院 | 堺市北区蔵前<br>町2-1-6<br>金岡パーク<br>ヴィラ1階 | 令和2年12月<br>1日 |
|--------------|-----------------|--------|------------------------------------|---------------|

堺市告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

| 事業の種類      | 名称               | 変更前の所在地                       | 変更後の所在地             | 変更年月日          |
|------------|------------------|-------------------------------|---------------------|----------------|
| 訪問看護       | 敬愛訪問看護ステーション     | 堺市堺区熊野町東<br>2-2-14 多田<br>ビル2階 | 堺市堺区熊野町西<br>2-1-15  | 令和2年12月<br>15日 |
| 介護予防訪問看護   | 敬愛訪問看護ステーション     | 堺市堺区熊野町東<br>2-2-14 多田<br>ビル2階 | 堺市堺区熊野町西<br>2-1-15  | 令和2年12月<br>15日 |
| 訪問看護       | 訪問看護ステーション心〈こころ〉 | 堺市西区鳳南町5<br>-531-30           | 堺市西区鳳南町5<br>-531-95 | 令和2年8月<br>21日  |
| 介護予防訪問看護   | 訪問看護ステーション心〈こころ〉 | 堺市西区鳳南町5<br>-531-30           | 堺市西区鳳南町5<br>-531-95 | 令和2年8月<br>21日  |
| 介護予防福祉用具貸与 | 敬愛福祉用具           | 堺市堺区熊野町東<br>2-2-14 多田<br>ビル2階 | 堺市堺区熊野町西<br>2-1-15  | 令和2年12月<br>15日 |

|              |                         |                                    |                      |                |
|--------------|-------------------------|------------------------------------|----------------------|----------------|
| 特定福祉用具販売     | 敬愛福祉用具                  | 堺市堺区熊野町東<br>2-2-14 多田<br>ビル2階      | 堺市堺区熊野町西<br>2-1-15   | 令和2年12月<br>15日 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 敬愛福祉用具                  | 堺市堺区熊野町東<br>2-2-14 多田<br>ビル2階      | 堺市堺区熊野町西<br>2-1-15   | 令和2年12月<br>15日 |
| 福祉用具貸与       | 敬愛福祉用具                  | 堺市堺区熊野町東<br>2-2-14 多田<br>ビル2階      | 堺市堺区熊野町西<br>2-1-15   | 令和2年12月<br>15日 |
| 居宅介護支援       | ケイエムシーケ<br>アプランセンタ<br>ー | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 福祉用具貸与       | 黄色いステッキ                 | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 介護予防福祉用具貸与   | 黄色いステッキ                 | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 特定福祉用具販売     | 黄色いステッキ                 | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 黄色いステッキ                 | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 訪問介護         | ケイエムシーケ<br>アセンター        | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 介護予防訪問サービス   | ケイエムシーケ<br>アセンター        | 堺市中区土師町1<br>-17-38 メゾン<br>デルーモ102  | 堺市中区八田北町<br>611-7    | 令和3年3月<br>1日   |
| 介護予防訪問サービス   | シンキケアセン<br>ター           | 堺市西区浜寺石津<br>町東4-5-46-<br>101       | 堺市西区浜寺昭和<br>町3-438-1 | 令和3年1月<br>1日   |
| 訪問介護         | シンキケアセン<br>ター           | 堺市西区浜寺石津<br>町東4-5-46-<br>101       | 堺市西区浜寺昭和<br>町3-438-1 | 令和3年1月<br>1日   |
| 訪問介護         | ケアセンターフ<br>ォーユ-北花田      | 堺市北区北花田町<br>4-89-39 カナ<br>ザワビル303号 | 堺市北区北花田町<br>2-196-1  | 令和3年1月<br>15日  |

|            |                |                            |                                |            |
|------------|----------------|----------------------------|--------------------------------|------------|
| 介護予防訪問サービス | ケアセンターフオーユー北花田 | 堺市北区北花田町4-89-39 カナザワビル303号 | 堺市北区北花田町2-196-1                | 令和3年1月15日  |
| 居宅介護支援     | いきいきケアプラン      | 堺市北区北花田町3-17-26 松本ビル1階     | 堺市北区長曾根町1467-1 メディカルエイトワンビル202 | 令和2年12月15日 |

堺市告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

| 施術者   | 施術所名        | 所在地                   | 指定年月日     |
|-------|-------------|-----------------------|-----------|
| 樋本 栽  | 樋本 栽（出張専門）  | 堺市南区城山台2-3-27<br>307  | 令和3年2月25日 |
| 上田 正幸 | あしたマッサージ治療院 | 堺市中区深井水池町3194<br>101号 | 令和3年3月1日  |

2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名            | 所在地                         | 指定年月日     |
|-------|-----------------|-----------------------------|-----------|
| 樋本 栽  | 樋本 栽（出張専門）      | 堺市南区城山台2-3-27<br>307        | 令和3年2月25日 |
| 久保 正樹 | すまいる鍼灸院<br>泉が丘院 | 堺市南区三原台1-1-3<br>ジョイパーク泉ヶ丘1階 | 令和3年2月1日  |

|       |          |                               |          |
|-------|----------|-------------------------------|----------|
| 土岐 宣天 | 土岐鍼灸院    | 堺市西区神野町1-6-5                  | 令和3年4月8日 |
| 百中 智彦 | たなか鍼灸整骨院 | 堺市北区黒土町2323-1<br>スーパーサンプラザ敷地内 | 令和3年1月8日 |

3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名            | 所在地                            | 指定年月日     |
|-------|-----------------|--------------------------------|-----------|
| 森浦 涉  | すまいる接骨院<br>泉が丘院 | 堺市南区三原台1-1-3<br>ジョイパーク泉ヶ丘1階    | 令和3年2月1日  |
| 片山 雄史 | コブ整骨院           | 堺市西区浜寺石津町東4-5-46<br>ラ・メゾン坂口101 | 令和3年2月15日 |
| 土岐 宣天 | 土岐整骨院           | 堺市西区神野町1-6-5                   | 令和3年4月8日  |
| 百中 智彦 | たなか鍼灸整骨院        | 堺市北区黒土町2323-1<br>スーパーサンプラザ敷地内  | 令和3年1月8日  |

堺市告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

| 施術者 | 施術所名 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----|------|-----|-------|
|-----|------|-----|-------|

|       |             |                       |           |
|-------|-------------|-----------------------|-----------|
| 伊藤 淳史 | あしたマッサージ治療院 | 堺市中区深井水池町3194<br>101号 | 令和3年2月26日 |
|-------|-------------|-----------------------|-----------|

2 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名            | 所在地                         | 廃止年月日    |
|-------|-----------------|-----------------------------|----------|
| 高畑 準元 | すまいる鍼灸院<br>泉が丘院 | 堺市南区三原台1-1-3<br>ジョイパーク泉ヶ丘1階 | 令和3年3月1日 |

3 柔道整復

| 施術者   | 施術所名   | 所在地                  | 廃止年月日      |
|-------|--------|----------------------|------------|
| 片山 雄史 | 湊駅前整骨院 | 堺市堺区出島海岸通1-10<br>-20 | 平成30年12月1日 |



堺市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の施術者名の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

| 施術所       | 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地                   | 変更年月日         |
|-----------|--------|--------|-----------------------|---------------|
| ライク鍼灸院深井院 | 田邊 知弘  | 深坂 知弘  | 堺市中区深井沢町<br>3353 402号 | 令和3年2月<br>24日 |

堺市告示第144号

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号。以下「条例」という。）第11条の5の5第2項及び第11条の9第2項の規定において準用する条例第11条第2項の規定に基づき、令和3年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので告示する。

令和3年4月9日

堺市長 永藤英機

| 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率 |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 所得割                        | 1000分の27.3 (年額) |
| 被保険者均等割                    | 9,077円 (年額)     |
| 世帯別平等割                     | 10,019円 (年額)    |

| 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率 |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| 所得割                         | 1000分の25.8 (年額) |
| 被保険者均等割                     | 17,757円 (年額)    |

公 告

堺市公告第234号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとお

り公告する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
重金属固定用高分子キレート薬剤（令和3年度上半期分）（年間単価契約）  
集じん灰処理予定量（2,500,000kg）×薬剤添加率
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社ツーエス産業  
代表取締役 関口 承一  
大阪府堺市堺区神保通2番2号
- 5 落札金額  
¥22,770,000－（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年2月3日

~~~~~  
堺市公告第235号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の

規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時休館日（休館対象施設）

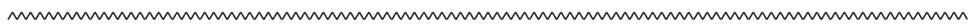
- (1) 令和3年5月3日（月）（全館）
- (2) 令和3年10月1日（金）（舳松人権歴史館（人権資料・図書室含む。））
- (3) 令和4年3月31日（木）（全館）

2 休館の理由

上記1(1)の日については、全館停電を伴う電気設備の法定点検のため

上記1(2)の日については、展示資料・図書資料の整理のため

上記1(3)の日については、展示資料・図書資料の整理及び施設安全点検・整備のため



堺市公告第236号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ堺美原店  
堺市美原区黒山141番地1 ほか

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社オークワ  
代表取締役 大桑 弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 オークワ美原店

所在地 堺市美原区黒山141番地1 ほか

(変更後) 名 称 オークワ堺美原店

所在地 堺市美原区黒山141番地1 ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社オークワ

代表者 代表取締役 神吉 康成

所在地 和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後) 名 称 株式会社オークワ

代表者 代表取締役 大桑 弘嗣

所在地 和歌山県和歌山市中島185番地の3

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

令和3年2月21日

5 届出年月日

令和3年3月26日

~~~~~

堺市公告第237号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定による図書を、同法第21条第6項の規定に基づき、同法第45条第5項又は第103条第4項の規定による公告の日まで公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧の図書

南部大阪都市計画事業黒山西土地区画整理事業の事業計画の変更に係る施行地区又は設計の概要を表示する図書

2 縦覧の場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館15階  
堺市建築都市局都市整備部（都市整備担当）

3 縦覧の時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

~~~~~

堺市公告第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和3年3月26日 第E-21号

- 2 対象区域 堺市中区深井沢町308-1、309-2、309-3、310-2、311、312、  
313-2、314-1及び2689-6
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第239号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年3月30日 第E-26号
- 2 対象区域 堺市堺区協和町2丁61-17の一部、61-21の一部及び88-1の一部
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区大豆塚町二丁30番1の一部
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区宿院町東一丁1番20号  
株式会社ザオアシス  
代表取締役 池田 龍男

~~~~~

堺市公告第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区榎107番3から107番7まで
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区東湊町五丁285番地2  
大拓木材株式会社  
代表取締役 裏部 光一

~~~~~

堺市公告第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市南区高倉台一丁17番15及び17番68
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区土師町五丁1番8号  
株式会社S. H. E  
代表取締役 林 真一郎

## 監査委員公表

堺市監査委員公表第13号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月9日

堺市監査委員	西 川 良 平
同	三 宅 達 也
同	藤 坂 正 則
同	播 磨 政 明

行 経 第 1 6 5 1 号

令 和 3 年 3 月 2 2 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和2年12月23日付け監査委員報告第13号	子ども青少年局
令和2年12月23日付け監査委員報告第14号	産業振興局
令和2年12月23日付け監査委員報告第15号	中区役所

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和2年8月5日 ～ 令和2年12月23日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳等の記載</p> <p>子ども育成課及び子ども家庭課が所管する10か所の公有財産の内5か所に係る公有財産台帳、公有財産貸付台帳及び公有財産賃貸借契約書において、下記の記載誤りや記載漏れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物増加分の床面積及び価格の記載誤り</li> <li>・建物の床面積及び価格の記載漏れ</li> <li>・自動販売機の設置面積の記載誤り</li> <li>・土地の所管換えによる面積、価格及び筆数減少の旨の記載漏れ</li> <li>・共有の土地に係る持分の記載誤り</li> </ul>	<p>御指摘後速やかに訂正し、所属長まで確認し追認を受けました。自動販売機設置面積の算出誤りの件については、令和3年3月に公有財産賃貸借契約書及び公有財産貸付台帳の修正処理を行いました。</p> <p>子ども育成課においては、再発防止のため、令和3年3月に公有財産台帳の記載におけるチェック表を作成し、記載内容について決裁ラインで確認を行いました。また、子ども家庭課においては、財産の取得等の異動時に、公有財産台帳を決裁に添付し、台帳が適切に表記されているか決裁ラインでの確認を再度徹底します。</p>	<p>子ども青少年育成部</p> <p>子ども育成課</p> <p>子ども家庭課</p>

<p>イ 貸付料の請求</p> <p>元美原きた保育所の土地に係る令和2年度の貸付料について、令和2年4月21日に賃借人に送付した納入通知書に当然記載すべき納入期限を記載していなかった。</p> <p>1 (2)</p> <p>職員手当等（時間外休日及び夜間勤務手当）について</p> <p>時間外勤務手当に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[時間外勤務の管理について（意見）]</p> <p>子ども青少年局では、令和元年度の時間外勤務において、2人の職員が、堺市職員の時間外勤務に関する規則で定める原則の上限時間である年間360時間の2倍となる年間720時間を超える時間外勤務を行っていた。</p> <p>制度変更等の影響による一時的な状態であるとの説明を受けたが、職員の健康管理の観点からも長期化しないよう、十分に留意されたい。</p>	<p>御指摘後、納入通知書の送付にあたっては、発送前に相手方名や納入期限など、内容に誤りがないかを複数人でチェックを行うように見直しました。</p> <p>今後は、記載内容に誤りや漏れがないか、複数人によるダブルチェックを徹底いたします。</p> <p>局管理会議（SWITCH会議）を設置した平成29年度以降、720時間を超える職員は発生していませんでしたが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症等の特例的・緊急的な業務の発生により、職員の応援体制を組んだものの、これ以上の縮減は困難な状況でした。</p> <p>これまで、平時からも業務を分担し、一部の可能な事務処理については係・課・部を越えた応援も行うなど、可能な限りの業務の平準化に注力してまいりましたが、今後も、業務が属人化しないよう業務の一部を他の職員に振り分け</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p> <p>子ども青少年局</p>
--	---	--

<p>1 (3)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 予定価格決定書の作成</p> <p>堺市契約規則では、予定価格を定めたときは、その価格を記載した書面を作成することと規定されており、当該書面では決定権者が確認印を押印することとされている。</p> <p>しかし、保育士・保育教諭等研修企画・運營業務において、決定権者である課長が予定価格決定書に確認印を押印していなかった。</p> <p>イ 委託業務における提出書類</p> <p>一時保護所清掃業務の仕様書では、従事した現場責任者及び業務担当者の氏名を業務報告書に記載することとされている。</p> <p>しかし、現場責任者の氏名が記載されていない業務報告書を受け取っていた。</p> <p>1 (4)</p> <p>補助金について</p> <p>補助金に係る事務について、以下</p>	<p>て行うことなどを継続して取り組み、長時間勤務の職員の健康に留意しつつ、これが長期化しないよう努めます。</p> <p>御指摘後、直ちに決定権者確認印欄へ押印しました。</p> <p>今後は、予定価格決定書の作成時に押印漏れがないかを十分確認するとともに契約締結の決裁の際にも不備がないかの確認を行うことを徹底します。</p> <p>当該報告書については、御指摘後は現場責任者の氏名が記載されているものを受け取っています。仕様書において受注者に求めている書面の内容を再確認し、適切な内容の書面を受け取るよう職員に周知しました。</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p> <p>子ども相談所 一時保護所</p>
--	---	---

<p>のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 補助金交付要綱の規定</p> <p>堺市さかい保育士修学支援事業補助金では、被交付者が養成施設を卒業した年度の末日から1年以内に保育士登録簿に登録することと、市内に所在する民間の保育施設等に保育士等として就職することの両方の条件を満たさなければ、被交付者に補助金の返還を求めるという運用を行っている。</p> <p>しかし、補助金交付要綱では、被交付者が保育士登録簿に登録せず、かつ市内に所在する民間の保育施設等に保育士等として就職しなかったときは、被交付者に補助金の返還を命ずるものと規定されており、片方の条件を満たせば返還する必要はないという内容になっていた。</p> <p>1 (5)</p> <p>現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項が</p>	<p>当該事業は、被交付者が養成施設を卒業した年度の末日から1年以内に保育士登録簿に登録することと、市内に所在する民間の保育施設等に保育士等として就職することの両方の条件を満たさなければ、補助金の返還対象になることを、事前に被交付者及び養成施設に周知し、交付申請時には、被交付者から誓約書の提出を受けたうえで、運用を行っています。</p> <p>しかし、上記の運用を念頭に制定を行った本補助金要綱に規定する文言は、運用とは異なる表現となっていました。</p> <p>御指摘後、運用と要綱に相違がないよう、令和2年11月1日付けで本補助金要綱の改正を行いました。</p> <p>今後は、要綱の記載内容を制定時に十分確認し、制定後においても事業の運用と要綱の内容を都度照合するなど、適正な事務処理を行うことを徹底します。</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p>
---	--	-------------------------

<p>あったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の整理</p> <p>(ア) 物品取扱員は、切手等の受払いに係る月計処理時に、当該月に係る受払いの記入を確認し、受払簿と現物との照合を行うとともに、月計及び累計の行に、確認印を押印しなければならない。</p> <p>しかし、この確認印が押印されていないため、受払いの記入確認及び受払簿と現物との照合を行ったことを示す証跡がないものがあった。</p> <p>(イ) 切手等受払簿において、払出数、残数の記載がないものや誤っているものがあった。</p> <p>(ウ) バス回数券及びバスカードの受払簿において、払出し時に決裁を行っていないものがあった。</p>	<p>物品取扱員が、月計処理時に現物照合を行い、枚数の一致を確認した後、切手等受払簿の月計処理（月計・累計）の物品取扱員等の欄への押印が漏れたものです。御指摘後、押印をいたしました。</p> <p>今後は、現物照合後に確実に押印を行います。</p> <p>切手等受払簿において、払出数、残数の記載がないもの及び記載誤り箇所について、ご指摘後、速やかに記入・訂正しました。</p> <p>また、再発防止のため、切手等受払簿記帳マニュアルにより、切手等の使用手順や帳簿の記載方法を課員全員で再確認しました。</p> <p>今後は、物品取扱員は現物照合等の確認完了後、確認印を押印するよう徹底します。</p> <p>当該受払簿においては、摘要欄等への書き損じで訂正箇所が複数あり、見づらいため書き直しを行った際に課長及び課長補佐の決裁印が漏れたものです。</p> <p>御指摘を受け、決裁につ</p>	<p>子ども青少年育成部 子ども企画課</p> <p>子ども青少年育成部 子ども家庭課</p> <p>子ども相談所 家庭支援課</p>
---	---	---

<p>イ 現金出納簿の記載</p> <p>(ア) 延長保育事業徴収金に係る現金出納簿において、現金の残額欄に現金残高ではなく、日々の受入額を記載していた。</p> <p>(イ) 令和2年9月3日に実地調査を行ったところ、同月1日に保護者より受領した延長保育事業徴収金100円を金庫内に保管していたにもかかわらず、現金出納簿には、当該現金の受入を記載していなかった。</p>	<p>いて令和2年9月25日に追認を受けました。</p> <p>また、再発防止に向けては、家庭支援課長が同年10月9日の所内会議で、当該受払簿の記載例を改めて配付し、物品取扱員を含む複数の職員が記載内容及び押印を確認し払い出しを行うまでの一連の事務を、所属職員全員に再度周知しました。</p> <p>今後は、切手等受払簿記帳マニュアル等により正確な事務処理を行います。</p> <p>御指摘後、現金出納簿において、残額欄には現金残高を記載し、修正しました。</p> <p>また、御指摘後に本庁職員が事務指導で巡回し、直接園長及び担当者に適正な事務処理を行うよう指導しました。引き続き、マニュアルに沿って正しく記載できているか随時チェックするとともに本庁職員による事務監査においても複数人でチェックします。</p> <p>御指摘後、現金出納簿において、受領した100円の記載を直ちに行いました。</p> <p>また、御指摘後に本庁職員が事務指導で巡回し、直接園長及び担当者に適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、現金出納簿に現金受入れの都度記載し、受領金</p>	<p>子育て支援部 英彰こども園</p> <p>子育て支援部 英彰こども園</p>
--	--	---

	額と現金出納簿の金額が一致しているかダブルチェックします。	
--	-------------------------------	--



堺市監査委員公表第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 1 6 5 1 号

令 和 3 年 3 月 2 2 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和2年12月23日付け監査委員報告第13号	子ども青少年局
令和2年12月23日付け監査委員報告第14号	産業振興局
令和2年12月23日付け監査委員報告第15号	中区役所

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和2年8月5日 ～ 令和2年12月23日	
措置を講じた部局等	産業振興局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>貸付金について</p> <p>市内中小企業者の資金調達を円滑化し、経営の安定化を図るために、堺市経営安定特別資金融資取扱要綱等に基づき、保証機関（大阪信用保証協会及び公益財団法人堺市産業振興センター）及び金融機関と連携し、民間融資に比べて有利な条件で融資を受けることができる機会を提供している。</p> <p>本市は、実際に資金の貸付けを行う金融機関に対して、その貸付財源の一部を預託金として当該金融機関に無利子で預入れを行っている。</p> <p>この事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[預託金額の算定について（意見）]</p> <p>従来、預託金の金額を決定するにあたり、預託倍率（融資金額と預託金額の比率）の算定式（長期プライムレート/（長期プライムレート－実際の貸付利率））を定めていたが、長期プライムレートが実際の貸付利率より低くなったことにより、当該算定式によると現状では預託倍率がマイナスとなる。そのため、平成23年度</p>	<p>本市の制度融資は、大阪府中小企業向け融資制度にのっとり運用されていますが、預託倍率を算出する算定式については、その制度の中において決められています。</p> <p>そのため、本市独自の計算式を設けることはできませんが、長期にわたる金融緩和により長期プライムレートが貸</p>	<p>商工労働部 ものづくり支援課</p>

<p>以降は算定式によることなく預託倍率が5倍に固定され、本年度まで継続しているとのことであった。</p> <p>しかし、当面の預託倍率を5倍とした合理的理由は示されておらず、その妥当性についても検証されていない。預託倍率を適切に決定するため、従来の算定式に代わる預託倍率の決定方法を確立し、直近の金融情勢等を踏まえて必要に応じて適宜見直されたい。</p>	<p>付金利より低い状態である現状を鑑み、預託倍率について合理性や妥当性を検証できる手法の確立に努めます。</p> <p>また、各政令市の事例も参考に、金融情勢を踏まえた預託倍率の設定に努めます。</p>	
<p>2(1)</p> <p>農業使用料(青果地方卸売市場使用料及び市民菜園使用料)について</p> <p>堺市立青果地方卸売市場条例に基づき、青果地方卸売市場使用料を収入している。また、堺市立フォレストガーデン条例に基づき、市民菜園使用料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 協定書における収入印紙</p> <p>市は、フォレストガーデンの指定管理者に市民菜園使用料の徴収業務を委託している。当該業務において、収入印紙が貼付されていない協定書を受け取っていた。</p>	<p>指定管理者が収入印紙を貼付した協定書を所持していましたので令和2年9月14日に交換しました。</p> <p>今後は、収入印紙貼付欄に収入印紙の貼付金額を表記するとともに、協定書の受領の際に収入印紙が貼付されているか確認を行います。</p>	<p>農政部 農水産課</p>
<p>イ 徴収業務における提出書類</p> <p>市民菜園使用料の徴収業務の</p>	<p>指定管理者に指導し領収書</p>	<p>農政部</p>

<p>仕様書では、受注者(指定管理者)は、月ごとに領収書の控え、払込書の領収証書及び徴収金日計表を市に提出することとされているが、領収書の控えの提出を受けていなかった。</p>	<p>の控えの提出を令和2年9月14日に受けました。</p> <p>今後は、徴収業務の報告書提出の際に、領収書の控えの提出を受け、内容の確認を行います。</p>	<p>農水産課</p>
<p>3(1) 公有財産(土地・建物)の管理について 公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 行政財産使用許可台帳の記載 フォレストガーデンの敷地内において、令和2年2月26日付けで電気事業者に送電線線下敷に係る目的外使用許可を行っているが、行政財産使用許可台帳にその内容を記載していなかった。</p>	<p>行政財産目的外使用許可台帳に令和2年9月10日に追記しました。</p> <p>今後は担当者が台帳に登載し、財政局長への報告書の決裁文書起案時に台帳の写しを添付します。財産管理主任は、その決裁時に台帳登載を確認します。</p>	<p>農政部 農水産課</p>
<p>3(2) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 契約書等における収入印紙 (7) 港湾事務所建物機械警備業務の変更契約において、収入印紙が貼付されていない合意書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和2年10月30日に、契約相手方より、収入印紙の貼付された合意書を受領しました。</p>	<p>商工労働部 港湾事務所</p>

<p>(イ) 農業被害に係るアライグマ対応業務の契約において、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p> <p>イ 再委託に係る届出</p> <p>東西道路街路樹管理業務の契約書及び午池土砂吐水路浚渫業務の請書では、受注者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、同意を得た上で、書面をもって市に届け出なければならぬとされている。</p> <p>しかし、受注者が第三者に、業務の一部である警備業務を再委託しているにもかかわらず、書面による届出を受けていなかった。</p>	<p>今後は、変更契約の内容が、印紙税法上の重要事項に該当するか等を十分確認したうえで、収入印紙の貼付漏れ等のミスがないよう対応いたします。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和2年10月1日に正当金額の収入印紙を貼付した契約書の提出を受けました。</p> <p>本件では、消費税分の取扱いを誤ったため、再発防止策として、単価に消費税額を明記するとともに、収入印紙貼付欄に収入印紙の貼付金額を表記しました。</p> <p>御指摘を受け、受注者に対し、業務の一部を例外的に再委託する場合の届出義務について、口頭により指導を行いました。履行中である業務については、受注者と再委託について協議を行い、警備業務は専門性が必要であり専門業者への再委託が妥当であると判断し、令和2年10月20日に警備業務の再委託届出書の提出を受けました。</p> <p>また、所属長から課内全職員に対し、令和2年11月24日に再委託に関する研修を行い、再委託の有無の確認、適正な届出の提出及び作業実施体制の把握を徹底するように指導しました。</p>	<p>農政部 農水産課</p> <p>農政部 農業土木課</p>
---	---	--

<p>ウ 委託業務における提出書類</p> <p>(7) 東西道路街路樹管理業務について、仕様書で提出書類として規定している作業資格証明の写し、週報、打合せ簿、暴力団員等ではない旨の誓約書の提出を受けていなかった。</p> <p>また、当該業務の仕様書では、受注者は、請負業者賠償責任保険の保険契約条件を証明できる証券等の写しを監督員に提出しなければならないとされているが、当該写しの提出を受けていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和2年9月9日に請負業者賠償責任保険の保険契約条件を証明できる証券等の写し及び暴力団員等ではない旨の誓約書の提出を受けました。また、令和2年10月20日に作業資格証明の写し、週報及び打合せ簿の提出を受けました。</p> <p>今後は、受注者から確実に提出を受け、提出を受けた書類の内容を精査、確認していきます。</p>	<p>農政部 農業土木課</p>
<p>(イ) 泉北ニュータウン地区農業用施設（ため池・水路）管理業務について、仕様書で提出書類として規定している作業資格証明の写し、週間実施表、週間予定表及び暴力団員等ではない旨の誓約書の提出を受けていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和2年10月29日に作業資格証明の写し及び暴力団員等ではない旨の誓約書の提出を受けました。また、令和2年11月2日に週間実施表及び週間予定表の提出を受けました。</p> <p>今後は、受注者から確実に提出を受け、提出を受けた書類の内容を精査、確認していきます。</p>	<p>農政部 農業土木課</p>
<p>エ 委託業務の履行確認</p> <p>泉北ニュータウン地区農業用施設（ため池・水路）管理業務の仕様書では、ため池又は水路等1か所につき年2回の除草を実施することとされている。また、一部のため池は、年2回の除草のほか、臨時で年1回又は2回の除草を実施することとされている。</p> <p>仕様書において、受注者は除草作業の実施日を明記した履行写</p>	<p>当該業務において、履行中及び完了については、課員が現地確認を行っております。しかしながら、提出された履行写真の確認が不十分でした。</p> <p>御指摘を受け、事後ではありますが、令和2年11月13日に、提出漏れとなっていた写真等の提出を受けました。</p>	<p>農政部 農業土木課</p>

<p>真を提出することとされているが、除草作業の対象となるため池又は水路等45か所のうち17か所において、当該写真の提出がないものがあり、仕様書で定める回数分の除草作業を実施したことが確認できない状態となっていた。</p> <p>農業土木課は、受注者から受けた提出書類の内容を確認しておらず、委託業務の履行確認を適切に行っていなかった。</p> <p>オ 業務の再委託</p> <p>甚平池水路ほか浚渫業務の請書では、受注者が業務を第三者に再委託することは原則として禁止しているが、業務の一部について相当の理由がある場合は、あらかじめ市と協議し同意を得た上で、書面による届出を行うことで再委託が可能となっている。また、本市において、業務の大部分の再委託及び再々委託は認めておらず、発注課は受注者が無断で再委託や再々委託を行っていないかに留意し、指導監督しなければならない。</p> <p>しかし、今回の監査において、令和元年度と令和2年度の当該業務を調査したところ、再委託の届出を受けていないにもかかわらず、受注者からの報告書等の提出書類に、受注者以外の事業者名が複数記載されており、受注者以</p>	<p>また、所属長から課内職員に対し、令和2年11月24日に改めて仕様書に基づき提出書類の確認を徹底するように指導しました。</p> <p>一方、受注者に対しては、口頭及び書面による指導を行い、令和2年11月26日に経過報告書の提出を受けました。</p> <p>今後は、履行状況を順次確認できるようにするため、仕様書を見直し、契約期間中に適宜、適切に履行写真を提出させることとします。</p> <p>御指摘を受け、所属長から課内全職員に対し、令和2年11月24日に再委託に関する研修を行い、再委託の有無の確認、適正な届出の提出及び作業実施体制の把握を徹底するように指導しました。</p> <p>また、受注者に対して、口頭及び書面による指導を行い、令和2年11月18日に経過報告書の提出を受けました。今後は、受注者から提出された一部再委託の届出について、再委託を行う業務内容や再委託額の妥当性を厳密に判断していきます。</p> <p>併せて、関係業者に対して、令和2年12月23日に業務の再委託に係る留意事項についての通知文を送付し、改めて再委託の禁止や業務の一部を</p>	<p>農政部 農業土木課</p>
--	--	----------------------



<p>申請者から提出を受けた市民税・府民税納税証明書（発行日：令和元年8月16日）に、令和元年度の市民税について、納期未到来の未納額があると記載されており、令和元年度の市民税について完納されていることが確認できない状態であったにもかかわらず、補助金の交付決定を行っていた。</p> <p>[補助金の審査について（意見）]</p> <p>堺市地場産業振興事業補助金交付要綱では、補助対象者は、実績報告書を提出する際、経費の支払等を証する書類を提出することとされている。</p> <p>令和元年度に補助対象者から、経費の支払等を証する書類として提出を受けた領収書において、件名に令和元年度大阪伝産協議会懇親会費と記載されているものがあり、この経費の一部について補助金を支出していた。</p> <p>当該経費は懇親を目的とした飲食代と考えられるため、公費を投入することは不相当であると考ええる。</p> <p>補助金の支出に係る審査については、補助対象者が支払った経費の内容を十分に確認し、その経費を補助対象経費として認めることが妥当であるかどうか、適切に判断されたい。</p> <p>3 (4)</p> <p>現金等の管理について 現金等の管理に係る事務につい</p>	<p>考慮したうえで、証明書の有効期限を設定するなど、直近の未納税額の有無を確認する手法を検討します。</p> <p>領収書には「懇親会費」と記載されていますが、総会と懇親会が同日開催されており、交付要綱に定めのある補助対象事業である、情報収集の一環であると判断し、補助対象経費としました。</p> <p>今回の御指摘を受け、令和3年2月25日に、交付要綱を一部改正し、食糧費が一部含まれると類推される経費は補助対象外と明記しました。</p>	<p>商工労働部 ものづくり支援課</p>
--	---	---------------------------

<p>て、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い 堺国際ビジネス推進協議会の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、当該団体への負担金や補助金等の支出手続等を担当する者と原則として同一の者としないとされているにもかかわらず、収支整理者と同一の者が同協議会への負担金の支出手続を行っていた。</p> <p>イ 公金外現金の支出時の決裁 大阪府水難救済会の事務で扱っている公金外現金について、所属長の決裁を受けずに支出を行っているものがあつた。また、当該支出について、現金出納簿においても所属長の決裁を受けていなかった。</p> <p>ウ 切手等受払簿の管理 (ア) 堺港湾振興会の事務で扱っている公金外現金に係る切手受払簿において、所属長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあつた。</p>	<p>当室内において当該規定の遵守の徹底および担当者の変更等が生じた場合も確実に引き継げるよう、令和3年1月12日に公金外現金取扱いに係る事務マニュアルを整備しました。</p> <p>当該支出行為については、所属長まで現認済みでしたが、決裁文書への押印が漏れていました。 今後は、公金外現金取扱基準を順守し、押印漏れや確認漏れ等が無いよう、十分留意します。</p> <p>当該支出行為については、所属長まで現認していましたが、決裁文書への押印が漏れていました。 所属長より、令和2年9月25日に全職員に対し、会計室作成の「切手等受払簿記帳マニュアル」に基づいた事務の徹底を口頭で指導しました。 今後は、同マニュアルを順守し、適正な事務の執行に努</p>	<p>商工労働部 イノベーション投資促進室</p> <p>商工労働部 港湾事務所</p> <p>商工労働部 港湾事務所</p>
---	--	---

<p>(イ) 地産地消推進協議会の事務で扱っている公金外現金に係る切手等受払簿において、所属長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあった。また、切手等受払簿で管理されていない切手（210円）が20枚あった。</p>	<p>めます。</p> <p>今回の御指摘を受け、決裁について令和2年9月23日に追認を受けました。また、切手等受払簿で管理されていなかった切手（210円）について、同日に記載、追認を受けました。</p> <p>再発防止策として、令和2年9月23日に係長を通じて地産地消推進協議会の全関係職員に正しい取扱いを周知し、令和3年1月8日に課長が所属職員全員に周知、指導しました。</p>	<p>農政部 農水産課</p>
---	---	---------------------



堺市監査委員公表第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月9日

堺市監査委員	西川良平
同	三宅達也
同	藤坂正則
同	播磨政明

行 経 第 1 6 5 1 号

令 和 3 年 3 月 2 2 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和2年12月23日付け監査委員報告第13号	子ども青少年局
令和2年12月23日付け監査委員報告第14号	産業振興局
令和2年12月23日付け監査委員報告第15号	中区役所

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和2年8月5日 ～ 令和2年12月23日	
措置を講じた部局等	中区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産貸付台帳の記載</p> <p>堺市財産規則では、財産の貸付けをした場合には、公有財産貸付台帳を備え、必要な事項を記載して整理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、地域会館等の用に供するために、校区自治連合会や自治会に無償で貸し付けている全23件の土地及び建物について、貸付台帳の減免割合欄と減免基準欄の記載がなかった。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに公有財産貸付台帳に必要事項の追記を行いました。</p> <p>また、令和2年10月28日に所属長から所属職員に対し、財産管理に関するマニュアル等を改めて確認し、適切な事務処理を行うよう、指導しました。</p> <p>今後は、貸付後の手続となる貸付報告書の決裁時に貸付台帳の写しを添付し、確認を行います。</p>	自治推進課
<p>1 (2)</p> <p>物品購入について</p> <p>物品購入に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		

<p>ア 公文書の管理</p> <p>堺市文書規程では、公文書について、文書分類表により定めた保存期間中、保存しなければならないとされており、物品購入に係る文書の保存期間は3年と定められている。</p> <p>しかし、令和2年6月1日付けで起案した物品購入に係る支出負担行為伺書一式について、紛失しているものがあつた。</p>	<p>当該の伺書は不備があつて担当者が作り直していたもので、決裁後、作り直す前の不備のある不要な伺書をシュレッダーで裁断しましたが、決裁済みの伺書が類似していたため、誤って一緒に裁断したと思われまふ。</p> <p>所属長から本件の担当者を嚴重注意し、公文書の取扱いの重要性を指導したほか、この担当者が担当した他の決裁済みの文書の保存について、定期的に所属長が確認しています。</p> <p>また、令和2年10月1日の課内会議において、今回の事案を保健センター全職員へ周知し、書類をシュレッダーで裁断する際は、裁断する直前に再度の確認を行うよう所属長から指導して、再発防止に努めております。</p> <p>本件については、同年10月26日、法制文書課長に公文書紛失届出書を提出し、同年12月22日に法制文書課長から文書管理課長である所属長及び文書主任に対し、公文書の適正な取扱いの徹底について通知がありました。</p> <p>なお、当該の物品の支払は同年6月25日に完了しており、歳出証書となる支出命令書等を会計室から借り、複写したものを当課で保存してお</p>	<p>中保健福祉総合センター 中保健センター</p>
---	---	--------------------------------

<p>1 (3)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 契約書等における収入印紙</p> <p>中区役所機械警備業務の変更契約書及び合意書、自家用電気工作物保安管理業務の変更覚書について、収入印紙が貼付されていないものを受け取っていた。</p> <p>1 (4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要</p>	<p>ります。</p> <p>この度の変更契約は、令和元年10月1日の消費増税によるものであり、変更契約書に記載された消費税の増額金額が1万円未満の場合は、非課税のため印紙不要となるのを、本来この金額は残りの契約期間にかかる全額のことであるのに対し、契約書に記載している月額金額のことと取り違えていたため、誤って印紙不要と判断してしまいました。印紙未貼付の契約書については速やかに業者へ連絡し、貼付済みです。</p> <p>今後、契約行為については、契約時だけでなく変更契約時にも事務マニュアルを熟読し、疑問点は調達課に直接確認を行うなどして、事務に誤りや漏れのないようにいたします。</p>	<p>企画総務課</p>
---	--	--------------

<p>がある。</p> <p>ア 公金外現金の収入、支出時の決裁</p> <p>堺市中区安全安心まちづくり協議会の事務で扱っている公金外現金について、所属長の決裁を受けず、収入や支出を行っているものがあつた。</p>	<p>御指摘後、直ちに収支内容に誤りがないことを確認し、押印しました。</p> <p>また、令和2年10月28日に所属長から所属職員に対し、公金外現金取扱基準等に基づき、適切な出納事務を行うように指導しました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、入出金行為の際に出納取扱者が決裁印の最終確認を行い、正確な事務処理を徹底します。</p>	<p>自治推進課</p>
<p>イ 前渡資金の管理</p> <p>保険年金課では、国民健康保険料過誤納還付金（以下「還付金」という。）の窓口支払のため、各年度に前渡資金を受け、預金及び現金で管理している。また、現金出納簿については、還付金の年度ごとに作成している。</p> <p>令和元年度分及び令和2年度分の還付金の前渡資金に係る現金出納簿において、預金口座への実際の入出金と異なる内容を記載しているものがあつた。</p>	<p>現金で保有していた令和元年度分の還付金の前渡資金を実際には預金口座への入出金を経ずに、令和2年度分の取扱いとしていました。</p> <p>御指摘を受け、令和2年9月18日に所属長から所属職員に対して、現金出納簿には預金口座への実際の入出金を記載するよう口頭で指導しました。</p> <p>また、再発防止に向け、事務処理の手引き（支出編）を現金出納簿に添付し、取扱い時には前渡資金受領者（所属長）が現金出納簿、現金、通帳の整合性を必ず確認して、前渡資金の適切な管理に努めてまいります。</p>	<p>保険年金課</p>

<p>ウ 切手等受払簿の整理</p> <p>(ア) 返信用封筒に貼付した切手の受払簿において、令和2年9月1日から同月16日までに行った払出し全てについて決裁を行っておらず、区物品取扱員の確認印や使用者の押印もないうまま、切手を払い出していた。</p> <p>また、同月17日から同月28日までの間については、切手を78枚払い出していたにもかかわらず、切手等受払簿に記入していなかった。</p>	<p>返信用の切手等受払簿について、令和2年9月から担当者が代わり、受払の都度、記入及び決裁が必要であることの引継ぎが不十分であったため、切手等受払簿への記入及び押印が漏れていました。払出状況及び残数が一致したため、切手等受払簿の当該空欄に記入するとともに、決裁欄に押印しました。</p> <p>今後は、所属長又は物品取扱員が毎日、切手残数と受払簿を確認することで、記入及び押印漏れ等がないようにします。また、課内職員全員が堺市会計規則を確認して、切手等受払簿記帳マニュアルを精読し、事務引継ぎはマニュアルに基づいて行うとともに、正しく切手等を管理するよう、同年9月30日の課内会議において所属長から指導しました。</p>	<p>中保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
<p>(イ) はがきの払出しにおいて、決裁を行っていないものがあった。</p>	<p>御指摘後、所属長から使用者及び物品取扱員に聞き取りを行い、払出状況及び残数が一致したため追認しました。</p> <p>令和2年9月29日、所属長から課員に指導を行い、切手等受払簿記帳マニュアルにより手順や記載方法を再確認しました。</p> <p>現在は、はがきの払出し時には、都度決裁を実施し、払</p>	<p>中保健福祉総合センター 子育て支援課</p>

<p>エ 現金の取扱い</p> <p>窓口等で収受した現金は、収受の日ごとに現金出納簿に記入し、資金管理を適正に実施すること及び盗難等による紛失リスクを最小限に留めることなどから、原則として、即日又は翌日に、金融機関に払い込むこととしている。</p> <p>令和2年4月3日に収受した狂犬病予防注射の注射済票に係る手数料について、現金出納簿に記入せず、実地調査を行った同年9月29日時点で金融機関にも払い込んでいなかった。</p>	<p>出しの事実と現物を照合のうえ受払簿に押印しています。</p> <p>令和2年4月3日の業務終了後の確認時に、同年2月に狂犬病予防接種を受けていた犬の所有者に、令和2年度の注射済票を誤交付して手数料550円を収受したことが判明しました。</p> <p>当日中に、犬の所有者に連絡して、お詫びし、注射済票を発行できないことと、550円返金する旨を伝えました。数日中に来所することだったので、返金する550円については現金出納簿へは記入せず、保健センターの金庫で保管することとしました。</p> <p>連絡と訪問を度々行いましたが、犬の所有者に会えない状況が続き、同年10月13日の訪問で返金することができました。</p> <p>今後は手数料として収受した現金は、堺市会計規則に基づいて、速やかに金融機関に入金し、現金出納簿に記載して適切な現金管理を行います。なお、返金する事態が生じた場合は、返金のめどが立った時点で還付手続をとり、返金します。</p> <p>窓口業務を担当する全職員に、現金出納事務について、所属長から同年12月10日までに個別に指導しました。</p>	<p>中保健福祉総合センター 中保健センター</p>
---	--	--------------------------------